

平成 18 年 9 月 28 日

監査報告(書)の改定ひな型公表について

社団法人 日本監査役協会

監査法規委員会委員長 大川 博 通

平成 17 年 7 月 26 日に公布され、平成 18 年 5 月 1 日より施行された会社法により、監査役及び監査役会は、「監査報告の作成」がその職務の一つであることが明確に規定された(会社法 381 条 1 項、389 条 2 項、390 条 2 項 1 号)。また、事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書は、監査役の監査を受けなければならないとされ(会社法 436 条 1 項及び 2 項)、その細則については、法務省令である会社法施行規則 129 条以降の「事業報告等の監査」及び会社計算規則「第 4 編 計算関係書類の監査」において定められている。監査報告の内容は、これら法務省令で規定されていることから、監査役及び監査役会が監査報告を作成する際には、これら法務省令が定める事項を充足することが最低限必要となった。

このたび公表した「会社法に基づく監査報告のひな型」は、会社法及び関係法務省令が定める最低必要事項を充足すると共に、注記により、会社法の精神と監査役監査基準を貫く基本的思想をできるだけ反映させ、監査報告に要請される本質的な要件、すなわち、監査活動の透明性を高め、監査の信頼性を確保するという要件をできるだけ充たすことを目指したものとなっている。会員監査役におかれては、本ひな型とその注記を十分に参考にされ、各自・各社の監査活動の実態を十分に反映しながら、「監査報告(書)の作成」に係る職務を適確に遂行することが強く期待される。

なお、本ひな型(含、注記)を利用されるにあたっての留意事項等については、従来の「監査報告書ひな型について」と同様、前文に 7 項目に亘って記載しているが、法令上の経過措置等との関係から、監査報告(書)を作成するにあたり、留意を要すると思われる事項を別紙のとおり掲げることとしたので、本ひな型を活用するにあたり、参照いただきたい。

以 上

〔別紙〕

法令上の経過措置等との関係から 監査報告のひな型に関して留意を要する事項

* 便宜上、下記事項のうち、1及び2は〔株主に対して提供される監査報告書〕の「1. 機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の会社の場合」(5頁から11頁のひな型)に基づき解説している。

記

1. 6頁「2. 監査の結果」の「(1)事業報告等の監査結果」の第三号、内部統制システムに関する取締役会決議の内容の相当性に関する記載について（ただし、平成19年1月決算4月総会までの会社のみ該当）

法令上、内部統制システムに関する決定又は決議があるときは、当該決定又は決議の内容の概要を事業報告に記載しなければならないが（会社法施行規則118条2号）、これについては経過措置があるため（会社法施行規則附則6条1号）、当該事項が事業報告の内容となっていない場合には、「監査の結果」において、内部統制システムに関する取締役会決議の内容の相当性（会社法施行規則129条1項5号）について記載することは要さない（8頁の注14なお書き参照）。この経過措置は、具体的には、平成19年1月決算4月総会までの会社が該当する（すなわち、2月決算5月総会会社より順次本格適用となる。ただし、平成19年1月決算4月総会会社までの会社であっても、施行後最初に開催する定時株主総会までの間に臨時株主総会を開催する会社は、当該定時株主総会から本格適用となる）。

一方、本ひな型では、「監査の方法及びその内容」において、内部統制システムに関する取締役会決議等の監査について言及する形式を採っている。「監査の方法及びその内容」において、内部統制システムに関する取締役会決議等を監査した旨を記載するかどうかは、上記の経過措置にかかわらず任意であるが、内部統制システムに関する取締役会決議の内容の概要が事業報告に記載されていない場合には、事業報告の記載との整合性を考慮し、「監査の方法及びその内容」においても、内部統制システムに関する取締役会決議等の監査についてはとくに言及しないことも考えられる。

2. 8頁 注14「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」について

現在、当協会では、監査法規委員会の下部組織である「内部統制部会」において、会社法の下での内部統制システムに係る監査役監査の実施基準の策定に向けて、鋭意検討・討議を進めている。本注14で参照されている「内部統制システムに係る監査役監

査の実施基準」とは、そこで取りまとめられる予定の基準ないし指針（本ひな型の公表時において、未だ公表されていない）に基づき、自社の「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」が制定されることを前提にした言及である。したがって、当該実施基準が制定されていないのに、注 14 に例示されているような記載をすることは、誤った記載になることは言うまでもない。

3. 18 頁〔機関設計が「取締役会 + 監査役（会計監査権限のみ）」の会社の場合〕の監査報告書本文前書きの「定款第 条に定めるところにより」の記載について

会社法施行日前から株式譲渡制限会社であった小会社については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）第 53 条により、定款に具体的な定めがない場合でも、監査役の権限を会計監査に限定する旨の定めがあるものとみなされる。そこで、このような会社の場合は、「定款第 条に定めるところにより」に代えて、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 53 条の規定により」などと記載することが考えられる。「各監査役が作成する監査報告書」についても同様である。

以 上